

# 処 分 基 準

B - e - 21

令和4年5月13日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第103条第7項
処 分 の 概 要 : 運転免許を受けることができない期間の指定
原権者(委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法施行令第38条第6項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)
処 分 基 準 : 運転免許の欠格期間の指定の基準は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先 : 愛知県警察本部運転免許課運転者管理室(聴聞) 電話 (052) 951-1611 内線 781-243、244
備 考 :